

改正

昭和54年12月27日告示第575号

昭和58年5月30日告示第326号

平成6年6月21日告示第600号

平成8年5月31日告示第553号

平成14年6月21日告示第550号

平成17年3月15日告示第167号

平成18年3月24日告示第235号

平成23年6月3日告示第328号

平成25年5月7日告示第293号

平成28年6月24日告示第357号

平成30年3月30日告示第177号

令和3年3月30日告示第210号

沖縄県観光功労者表彰規程を次のように定める。

沖縄県観光功労者表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、県の観光に顕著な功績のある者（団体を含む。以下同じ。）を表彰することによって、観光思想の普及及び高揚を図るとともに、観光客の誘致を促進し、もって県の観光の振興に資することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 観光関係団体の役員又は職員として永年勤続し、顕著な功績のある者
- (2) 観光客の誘致、宣伝又は接遇の向上に顕著な功績のある者
- (3) 観光資源の保護又は観光地等の環境美化に顕著な功績のある者
- (4) 観光事業の従事者として永年勤続し、顕著な功績のある者で、他の模範となるもの
- (5) その他観光の振興に特に顕著な功績があると認められる者

(特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、観光の振興に寄与したと認められる者については、表彰するこ

とができる。

(表彰候補者の推薦)

第4条 市町村長及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長は、第2条各号のいずれかに該当する者(以下「第2条該当者」という。)又は前条の規定に該当する者(以下「第3条該当者」という。)を沖縄県観光功労者表彰候補者推薦書(別記様式)により知事に推薦することができる。

(表彰)

第5条 知事は、前条の規定による推薦があったときは、選考委員会の審査を経て、表彰者を決定し、表彰を行う。

2 第3条該当者については、前項の規定にかかわらず、知事が決定し、表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、第2条該当者については表彰状、第3条該当者については感謝状を授与して行う。

2 前項の規定により表彰状又は感謝状を授与するときは、副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、8月1日から8月31日までに行う。ただし、第3条該当者に係る表彰は、この限りでない。

(観光功労者表彰に係る選考委員会の設置)

第8条 第4条の規定により推薦された者を審査するため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第9条 委員会は、文化観光スポーツ部長、観光政策統括監、観光政策課長、観光振興課長及びMICE推進課長で構成する。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には文化観光スポーツ部長を、副委員長には観光政策統括監をもって充てる。

(委員会の任務)

第11条 委員会は、第4条の規定により推薦された者を審査し、その結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課において処理する。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年12月27日告示第575号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年5月30日告示第326号)

この告示は、昭和58年5月30日から施行する。

附 則 (平成6年6月21日告示第600号)

この告示は、平成6年6月21日から施行する。

附 則 (平成8年5月31日告示第553号)

この告示は、平成8年5月31日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日告示第550号)

この告示は、平成14年6月21日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日告示第167号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、平成17年3月15日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日告示第235号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日告示第328号)

この告示は、平成23年6月3日から施行する。

附 則 (平成25年5月7日告示第293号)

この告示は、平成25年5月7日から施行する。

附 則 (平成28年6月24日告示第357号)

この告示は、平成28年6月24日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第177号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第210号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

<p>沖縄県観光功労者表彰候補者推薦書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>沖縄県知事</p>	<p>殿</p> <p style="text-align: center;">推薦者</p> <p style="text-align: center;">市町村長名又は</p> <p style="text-align: center;">財団法人沖縄観光コンベン ションビューロー会長名</p>
<p>沖縄県観光功労者表彰規程（第4条）の規定に基づき表彰候補者として別紙のと おり推薦します。</p>	

別紙

調 書

氏名 又は名称	ふりがな	職業	
生年月日	年 月 日生（年齢）	所属 及び職名	
本籍			
現住所 又は所在地			
経歴又は 沿革			
推薦理由	規程（第2条第 号・第3条）該当		
その他参考 となる事項			